4　その他の条件

⑴　本試験項目は、認証の試験の場合のみ行う。

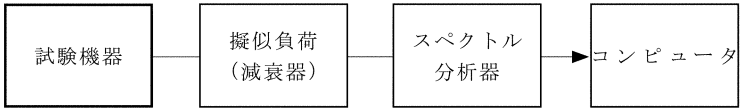
⑵　常温（５℃～35℃）、常湿（45%～85%（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

⑶　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑷　常温常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までの範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

四　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	許容値の２～3.5倍
分解能帯域幅	許容値の１%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　試験機器は、試験周波数に設定して拡散された連続送信状態とし、最大の占有周波数帯幅となるチャネルの組合せ及び数で変調をさせ、最大出力状態となるように設定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに最大電力状態及び最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を求め、「全電力」値として記憶させる。

⑷　最低周波数のデータから順次上の周波数における電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。

⑸　最高周波数のデータから順次下の周波数における電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。

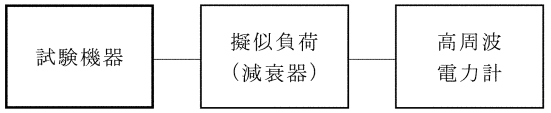
5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求めMHz単位で記載する。

別表第三十一第一の八の項及び九の項を次のように改める。

八　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　高周波電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

⑵　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作を与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験機器は、試験周波数に設定して連続送信状態とし、最大出力状態となるチャネルの組合せ及び数を用いて変調することとする。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零点調整を行う。

⑵　送信する。

⑶　平均高周波電力計で測定を行う。

5　試験結果の記載方法

⑴　結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、定格の空中線電力に対する偏差を%単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　送信空中線の絶対利得の上限が等価等方輻射電力で規定される無線設備の場合は、送信空中線の絶対利得も併せて記載する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して総和を記載するほか、それぞれの空中線端子の測定値も記載する。

⑷　⑶において、空間多重方式を用いるものにあっては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

⑸　⑵において、複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの送信空中線の絶対利得を記載する。

6　その他

測定点は、送受信装置の出力端から空中線給電線の入力端の間のうち定格の空中線電力を規定しているところとし、測定できない場合は、適当な測定端子で測定して換算する。

九　送信速度

1　測定系統図

